



# 利用の申込

## 開館時間

9:00~21:30

使用時間の区分			
午前	午後	夜間	全日
9:00~12:00	13:00~17:00	18:00~21:30	9:00~21:30

※仕込み・準備・片付けの時間を含んでいます。時間内に全て終了するように厳守してください。  
 ※全日利用の場合は中間時間も含めて、通してご利用になれます。  
 ※前日より荷物の搬入をする場合も使用料がかかります。

## 休館日

月曜日ホール(全日)、月曜日会議室等(夜間のみ)、12月29日から翌年1月3日

## 申込み方法

催し物の内容・入場料・仕様設備等を把握し、使用日以前に申請者が直接ご来館下さい。電話等による申込みはできません。

## 受付時間

8:30~17:00

## 受付期間

### ホール・展示ホール・会議室及び練習室の利用予約について

おおるり及び市民会館を使用する場合は、電話による仮予約ができます。  
 ただし、使用しようとする日前1ヶ年に当たる日までにおおるり及び市民会館を使用した方に限ります。  
 会議室での物品販売等、営業目的の使用はご遠慮下さい。  
 また、**仮予約をした日から7日以内に使用申込書に使用料を添えて、プラザおおるり(まちづくり島田)まで申込み下さい。**  
 許可書兼領収書をお渡しします。許可書は**毎使用日に会場責任者が持参して下さい。**  
 なお予約日は下記のとおりです。

会場	予約日
舞台ホール	使用日の属する月前12ヶ月から使用日前1ヶ月に当たる日までの間 (例)H26年1月使用希望→H25年1月より受付可能
おおるり展示ホール	使用日の属する月前12ヶ月から使用日前7日に当たる日までの間 ただしホールと併用するときはホールと同様です。
これ以外の施設	使用日の属する月前6ヶ月から使用日前日に当たる日までの間 ただしホールと併用するときはホールと同様です。 (例)H25年7月使用希望→H25年1月より受付可能
	1ヶ月に2回以上定期的に使用する場合 使用日の属する月前1ヶ月から使用日前日に当たる日までの間 (例)H25年2月使用希望→H25年1月より受付可能

## 使用料

使用料は、別表のとおりです。申込みと同時に納入してください。使用許可書を交付します。  
 但し、冷暖房・付属設備等は使用日当日後精算となります。  
 マイク、スクリーン、プロジェクター等、追加備品のご希望は別途承ります。

## 使用許可できないもの

次のような場合は、使用を許可しません。

- 1)管理上支障があるとき
- 2)物品販売等を目的で使用する場合
- 3)その他その使用が適当でないとき

やむを得ない理由により使用の取消変更しようとする時は、許可書と取消変更申請書を提出して許可を受けて下さい。

還付することができる場合	還付額	備考
ホール	使用日前30日まで	全額
	使用日前15日まで	半額
会議室等	使用日前10日まで	全額
	使用日前5日まで	半額

市役所庁舎前駐車場 …… 無料  管財課庁舎管理係(市役所)へ利用者による届出が必要。  
 中央小公園西側駐車場 …… 有料  直通電話 0547-36-7124  
 (休日・夜間のみ使用可能)

柳町駐車場 …… 無人式料金システム(24時間営業)  **[料金] 2施設共通**  
 び〜ファイブ駐車場(本通5丁目) …… 無人式料金システム(入庫)5:00~24:00  1時間100円  
 (出庫)24時間  9時間~24時間900円(一律)  
 《管理》機まちづくり島田 0547-34-2233

## 駐車場

# 使用上の注意

## 許可書の提示

※使用の際は、許可書を会館事務所に必ず提示してください。  
利用施設の錠は、ご利用時間10分前からお渡しします。

## 搬入について

展示品・大道具等の搬入は使用当日を原則とします。保管を必要とする場合は、使用料が必要となります。

## 禁止事項

- 1)危険物の持ち込み
  - 2)動物又は他人迷惑を及ぼす物品の持ち込み
  - 3)入館者の迷惑になるような行為
- 次の次項は許可が必要です。

- 1)火気類の使用
- 2)ホワイエでの物品販売(ホールの使用に伴う、小規模な物品販売に限る)
- 3)舞台等の写真撮影
- 4)掲示板への張り紙

## 舞台の使用について

舞台・照明・音響等、技術的な打合わせは、使用日14日前までに当館舞台担当とプログラム・進行表・仕込み図を準備のうえ打ち合わせください。(直通電話 0547-36-7240)

## 飲食・喫煙

館内での飲酒・喫煙、ホール内での飲食は禁止です。喫煙は、指定の場所にてお願いします。  
また、大会議室のみ飲酒可能です。詳しくは事務局にお尋ね下さい。

## 定員

消防法上、会議室内の利用者・ホールの入場者の定員は厳守してください。立見、補助席の設備はできません。入場者の安全確保の措置をして下さい。その措置が欠けたことにより生じた事故について当館は責任を負いません。

## 損害時の賠償

施設・設備等の損傷、滅失したときは、弁償となります。

## 終了時の点検

施設及び付属設備等を原状に回復し、点検報告書にて点検後施設して下さい。  
鍵と点検報告書を事務所までお持ちください。

# プラザおおるり使用料

①ホール使用の場合は、使用申込みのとき使用料30%(予納金)を残額は使用許可後、納入。  
 その他の備付器具は使用日以降精算。  
 ②会議室等については申込みと同時に全額納めていただきます。

使用区分	基本使用料			
	午前	午後	夜間	全日
9時から12時まで	13時から17時まで	18時から21時30分まで	9時から21時30分まで	
平日	7,560円	10,800円	14,040円	32,400円
土曜・日曜・休日	9,070円	12,960円	16,840円	38,880円

使用区分	基本使用料			
	午前	午後	夜間	全日
9時から12時まで	13時から17時まで	18時から21時30分まで	9時から21時30分まで	
冷房	9,720円	12,960円	15,120円	37,800円
暖房	8,640円	11,880円	14,040円	34,560円

備考	
①ホールの利用者が入場料を徴収する場合の使用料は、基本使用料に次の率を乗じた額を加算します。入場者1人当たりの徴収額の最高額が、	
1,080円以下のとき ……………	50パーセント
1,080円を超え3,240円以下のとき ……	100パーセント
3,240円を超えるとき ……………	150パーセント

- ②利用者が営業等を目的とした場合の利用料は、基本利用料の100パーセントに相当する額を加算します。
- ③市民及び島田市内に事務所又は事業所を有するもの並びに広域市町村圏域住民以外のものが使用する場合は、基本使用料の50パーセントに相当する額を加算します。
- ④使用料については、他にホール等において機器、道具、設備等を使用した場合の備付器具使用料の規定があります。
- ⑤使用料の還付、許可の取り消し等の規定もあります。
- ⑥広域市町村域とは、島田市、吉田町、川根本町1市2町をいいます。
- ⑦物品販売を目的とした営業活動では使用できません。

	使用区分	基本使用料			
		午前	午後	夜間	全日
定員		9時から12時まで	13時から17時まで	18時から21時30分まで	9時から21時30分まで
156人	大会議室	3,880円	5,180円	6,790円	15,870円
24人	第1会議室	750円	960円	1,290円	3,010円
20人	第2会議室	750円	960円	1,290円	3,010円
14人	第3会議室	640円	860円	1,080円	2,590円
24人	第4会議室	860円	1,180円	1,390円	3,440円
12人	第5会議室	430円	530円	750円	1,710円
14人	第6会議室	430円	530円	750円	1,710円
90人	第1多目的室	2,160円	2,910円	3,770円	8,840円
36人	第2多目的室	750円	1,080円	1,390円	3,230円
90人	第3多目的室	2,160円	2,910円	3,770円	8,840円
48人	和室(大)	1,940円	2,590円	3,550円	8,090円
18人	和室(小)	750円	960円	1,290円	3,010円
63人	第1練習室	1,510円	1,940円	2,470円	5,930円
35人	第2練習室	750円	1,080円	1,390円	3,230円
36人	第3練習室	750円	1,080円	1,390円	3,230円
	展示ホール	1,610円	2,160円	3,240円	7,010円
	第1楽屋	640円	860円	1,080円	2,590円
	第2楽屋	640円	860円	1,080円	2,590円
	シャワー室	210円	210円	210円	640円
56人	視聴覚室	1,610円	2,160円	2,690円	6,470円